

給与諸制度の改正について（案）

1. 概要

制度適正化のため、下記の通り給与諸制度の改正を行う。

2. 改正内容

（1）月途中退職時の給与支給

- ・退職の日まで支給する。ただし、死亡退職の場合は、退職の日の属する月の末日まで支給することができる。

（2）期末勤勉手当における病気休暇の取り扱い

- ・算定期間中の病気休暇（週休日・休日含まない）が、介護休暇と合わせて15日を超える場合は減額する。
- ※育児短時間勤務・育児部分休業・介護時間を除く、他の減額対象期間がある場合、病気休暇と介護休暇の取得日数が15日未満でも減額する。
- ※昇給・昇格に影響する、年間で30日、半年間で15日の病気休暇取得日数のカウントは、従来通り週休日や休日を含める。

（3）公共交通機関を利用する職員が1か月の間に通勤がない場合の通勤手当の取扱い

- ・通勤手当を支給した月に通勤がない場合は、支給した通勤手当の全額を戻入する。
- ・通勤手当を支給した月以外に通勤がない場合は、通勤がない月の前月末日に定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額を戻入する。ただし、1か月の間に通勤がないことがその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合は除く。なお、連続した2か月の間に通勤がない場合は、当該通勤がない1か月目の月の末日に定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額を戻入する。

3. 実施時期

- 2.（1）は令和8年4月給与より
- 2.（2）は令和8年度夏期賞与より（令和7年12月2日以降の病気休暇取得分）
- 2.（3）は令和8年3月勤務実績より